

令和 8 年台風第 25 号 災害復旧対応方針

土砂災害の復旧と被災市民への支援を重点として

令和 8 年 9 月 24 日

印西市

1 目的

台風第 25 号により発生した道路冠水、河川・排水施設の増水、道路及び民地の土砂崩れ、住家浸水その他の被害について、二次災害を防止し、市民生活の早期安定と公共施設等の復旧を図るため、当面の対応方針、実施事項及び各班の役割を定める。

2 基本方針

- 人命・安全を最優先とし、土砂崩れ箇所、浸水区域、孤立のおそれがある区域の安全確認を継続する。
- 土砂災害は、公共施設と民地・住家を区分しつつ、危険度、住家への影響及び生活道路の確保の観点から一体的に把握する。
- 被災者支援は、住家被害調査、罹災証明、仮住まい、障害物除去及び生活再建制度の案内を切れ目なく実施する。
- 応急復旧にとどまらず、再発防止を考慮した改良復旧並びに国・県の財政支援の活用を検討する。
- 全案件を一元管理し、担当班、措置、期限、市民への回答及び完了条件を明確にする。

3 被害状況の整理

別紙「台風 25 号復旧対応整理表」から、「対応済」「対応不要」「情報共有」を除き、復旧対応に係る情報を抽出した結果、152 件である。内訳は A 最優先 12 件、B 優先 51 件、C 継続 89 件である。重複通報や続報を含むため、今後、同一箇所・同一事案を統合して確定件数とする。

分野	抽出件数	A 最優先	B 優先	C 継続	主な課題
土砂災害	80	6	32	42	住家・倉庫被害、道路閉塞、民地法面、倒木・電柱への影響
浸水・河川	47	4	8	35	住家・敷地浸水、道路冠水、孤立、排水継続、河川水位
道路・交通	19	2	9	8	通行止め、路肩崩れ、障害物、迂回路確保
その他復旧	2	0	1	1	所管・対応方法の整理
農業・事業者	1	0	1	0	農地、牧場、浸水・損失、廃棄物
下水道	1	0		1	マンホール溢水、逆流、異臭、清掃
水道	1	0		1	断水、井戸埋没・濁り、応急給水
避難・住まい	1	0		1	避難継続、仮宿、居住不能、要配慮者

注：①抽出件数は記録件数であり、被害箇所数ではない。②現地確認後に統合・確定する。③避難所との連絡記録は集計対象外とした。④井戸水の濁りを水道に計上。

4 重点対応

4.1 土砂災害の復旧

- 土砂災害案件を位置情報で統合し、住家被害、人的危険、道路閉塞、ライフラインへの影響及び再崩落のおそれにより優先順位を付す。
- 土木班は県等の支援を得て応急点検を行い、必要に応じ通行止め、立入制限、ブルーシート、排水、土砂・倒木除去等を実施する。
- 住宅班は住家及び宅地の危険度判定を実施し、危険な住家は避難継続又は仮住まいへ誘導する。
- 道路上の土砂は道路管理者が除去する。住宅に流入した障害物は、自力での除去が困難な世帯を中心に制度適用を検討する。
- 民地内の復旧は原則として所有者対応となるが、人命危険、公共施設への影響、災害救助法や生活再建支援法等の対象可否を個別に判断し、説明を統一する。
- 県管理施設、急傾斜地崩壊対策事業地及び公共土木施設は、県と協議し応急復旧から恒久対策へ移行する。

4.2 被災市民への支援

- 被災者相談窓口を一本化し、住家被害、罹災証明、住宅、福祉、税、廃棄物及び融資等をワンストップで案内する。
- 住家被害調査を速やかに実施し、罹災証明の早期交付につなげる。住家以外の建物・設備等は罹災届出証明で対応する。
- 居住不能又は二次災害のおそれがある世帯には、親族宅、ホテル、賃貸型応急住宅等を組み合わせて当面の住まいを確保する。
- 被災者台帳を作成し、支援実施状況、要配慮事項及び未処理事項を一元管理する。
- 障害物除去、住宅の応急修理、被災者生活再建支援金、災害援護資金(貸付)、市災害見舞金、税・保険料の減免等の適用可否を早期に整理し公表する。
- 高齢者、障がい者、停電・断水世帯及び在宅避難者を把握し、福祉・保健の巡回支援を行う。

4.3 公共施設・生活基盤の復旧

- 緊急輸送道路、孤立解消路線、通学路及び防災拠点へのアクセスを優先して道路啓開・応急復旧を行う。
- 河川、水路、排水機場及び冠水常襲箇所を点検し、排水継続、堆積物除去及び護岸・路肩の応急補修を行う。
- 上下水道、電気及び通信の復旧状況を把握し、代替給水、使用上の注意及び復旧見込みを周知する。
- 公共施設は防災拠点、教育・保育施設等を優先して安全確認と復旧を行う。

4.4 廃棄物・衛生・事業者支援

- ・ 災害廃棄物、流木、わら及び泥土等の分別・収集方法、仮置場及び搬出先を決定し周知する。
- ・ 浸水区域では清掃、消毒、防疫及び悪臭対策を実施する。
- ・ 農地・農業施設及び商工業者の被害を調査し、融資・補助制度並びに証拠写真や損失記録の保存方法を案内する。

5 実施工程

期間	重点	主な実施事項	完了の目安
直ちに～3 日	安全確保・全容把握	安否・孤立確認、危険箇所規制、現地確認、仮住まい、相談窓口、支援要請	人命危険案件の措置、全案件の担当設定
1 週間程度	応急復旧・生活支援	土砂撤去・養生、道路啓開、排水、住家調査、罹災証明受付、廃棄物処理	主要生活道路と居住困難世帯の住まい確保
2 週間～1 か月	本復旧への移行	設計・積算、災害査定資料、支援制度決定、応急修理、再発防止策	復旧箇所・工法・財源・工程の決定
1 か月以降	恒久復旧・検証	公共土木復旧、改良復旧、危険箇所対策、生活再建、対応検証	復旧事業の進捗管理、再発防止策の実施

6 各部（班）の主な作業

班	主な作業
本部班	全体統括、被害・復旧状況の総括、県・消防・警察等との調整、重要事項の意思決定
総務班	職員配置、応援受援、復旧業務の人的体制、職員の安全・健康管理
情報班	案件統合、進捗管理表、位置情報・写真の整理、各班の実施状況把握
広報班	危険箇所、通行規制、支援制度、相談窓口、復旧見込みの一元的広報
企画財政班	復旧予算・資金計画、国県要望、財政支援の活用
現地調査班	住家・土地被害調査、罹災台帳、罹災証明、税等の減免
市民相談班・支所班	被災者相談、申出の受付・引継ぎ、回答管理
環境衛生班	災害廃棄物、泥土等の処理、仮置場、防疫・消毒
物資班	生活物資、農業・商工業被害調査、事業者支援、融資制度案内
福祉班	福祉避難所の設置・運営、要配慮者への支援、仮宿・生活再建支援金、見舞金・援護資金、ボランティア
医療班	健康管理、巡回相談、感染症対策、こころのケア
住宅班	危険度判定、住宅障害物除去、応急修理、応急住宅・公営住宅等
土木班	道路・河川・がけ地調査、規制、道路啓開、土砂撤去、応急・本復旧、県協議
水道班・下水道班	断水・水質・溢水等の調査、応急給水、使用制限、施設復旧
子ども福祉班	福祉避難所の設置・運営、要配慮者への支援、応急保育
教育班	避難所の開設・運営、教育施設の応急修理、被災児童生徒等への支援
施設管理班・各施設所管班	市有施設点検、庁舎機能、車両・燃料・資機材、所管施設復旧

7 進捗管理ルール

- 1 案件 1 管理番号とし、同一箇所の続報は元案件に関連付けて統合する。
- 必須項目は、場所、被害概要、人的危険、住家被害、公共・民地の区分、担当班、応急措置、次の作業、期限、市民への回答状況及び完了条件とする。
- A 最優先は随時、B 優先は毎日、C 継続は定期的に進捗確認する。
- 対応済みでも恒久復旧や市民への回答が残る案件は「復旧復興」として管理を継続する。
- 本部会議では、未対応件数、A 最優先件数、通行止め、居住困難世帯、支援未決定案件及び県等への要請事項を確認する。

8 当面の決定事項

- ① 土砂災害案件の統合台帳（GIS）を作成し、現地確認チームと判定基準を決定する。
（土木班・住宅班・情報班）
- ② 民地の土砂撤去、住宅・障害物除去及び搬出先の取扱いについて、統一した市民説明を決定する。
（土木班・住宅班・環境衛生班）
- ③ 災害廃棄物、流出土砂の仮置場、収集方法、防疫等を決定し公表する。
（環境衛生班・土木班）
- ④ 住家被害調査及び罹災証明の受付・交付日程及び担当体制等を決定する。
（現地調査班）
- ⑤ 仮住まい、応急修理及び生活再建支援制度の適用見込み等を県と協議する。
（住宅班・福祉班・本部班）
- ⑥ 被災者向けの支援制度、必要な手続、相談窓口等を整理し、総合相談窓口の開設や支援ガイドブックの作成を行うとともに、必要な情報を被災者へ確実に届ける。
（市民相談班・福祉班・広報班）
- ⑦ 公共施設（道路・歩道）の災害復旧工事、災害査定、国県補助の対象等を整理する。
（土木班・企画財政班）

参考とした主な根拠

- ・ 印西市地域防災計画（風水害編）
情報収集・被害調査、障害物の除去、二次災害防止、建物対策、市民生活安定対策、生活関連施設の復旧及び各班の事務分掌を踏まえて作成した。
- ・ 台風 25 号 復旧対応整理表（R8.9.23 現在）